

領収書の発行

領収書の発行日付は、本学に入金された日付となります。

税制上の優遇措置

東北福祉大学は文部科学大臣から特定公益増進法人に指定されており、且つ寄附金の税額控除を受けられる法人として証明されています。

個人からの寄附金

1. 所得税

個人が支出した寄附金について、確定申告により下記(1)または(2)の優遇措置が受けられます。

(1) 税額控除

$[\text{寄附金額} (\times 1) - 2,000 \text{ 円}] \times 40\% = \text{所得税控除対象額} (\times$

2)

※1 控除対象寄附金は、総所得金額等の 40%までとなります。

※2 控除対象税額は、所得税額の 25%までとなります。

所得税額から直接控除されるので、小口のご寄附でも減税効果大きい。

(2) 所得控除

$[\text{寄附金額} (\times 1) - 2,000 \text{ 円}] = \text{所得控除対象額}$

※1 控除対象寄附金は、総所得金額等の 40%までとなります。

所得金額に対する寄附金の割合が大きい場合、減税効果大きい。

2. 住民税

(1) 県民税

宮城県内に在住する個人の方は県住民税の寄附金「税額控除」の適用が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = \text{税額控除額}$

(宮城県以外の都道府県については、ご確認願います。)

(2) 市町村民税

市町村民税についても次の市町村は寄附金「税額控除」の適用が受けられます。

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = \text{税額控除額}$

(控除対象として指定されているかについては、お住いの市町村にご確認願います)

注) 県民税・市町村民税とも寄附金が総所得金額等の 30%を超えるときは、総所得金額等の 30%まで

◎関連ページ: 総務省HP

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/79172_2_kojin.html

法人からの寄附金

1. 法人税

会社など法人からの寄附金については、日本私立学校・共済事業団を経由した「受配者指定寄附金」と、本学へ直接寄附をする「特定公益増進法人に対する寄附金」で損金算入額が変わります。

(1) 受配者指定寄附金

日本私立学校振興・共済事業団を経由した寄附金で「寄附金全額損金算入」することができます。

課税所得金額 = 企業利益 - 寄附金額

(2) 特定公益増進法人に対する寄附金

損金算入限度額は次の算式により計算されます。

損金算入限度額 = (イ + ロ) × 1 / 2

イ 資本等の額 × 当期の月数 / 12 × 3.75 / 1000

ロ 所得の金額 × 6.25 / 100

一般の寄附金の損金算入限度額と別枠で利用できます。

◎関連ページ: 国税庁HP

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5283.htm>)

この優遇措置を受けるには、本学が発行する寄附の証明書が必要となります。証明書が必要な方は、財務部までご連絡ください。入金確認後にご送付いたします。控除等を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。

この記事に関するお問い合わせ

財務部財務課

住所: 〒981-8522 宮城県仙台市青葉区国見 1-8-1

TEL: 022-717-3313

FAX: 022-717-3333

E-Mail: zaimu@tfu.ac.jp